

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

核兵器禁止条約が平成二十九年七月七日に国際連合で採択された。

この条約では、核兵器は非人道的な兵器であるとし、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止している。

また、条約には、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示すとともに、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記されている。

被爆者などが長年にわたり熱望してきた同条約は、核兵器完全廃絶につながるものであり、昨年十月二十四日に批准国が五十カ国に達したことにより、今年一月二十二日に発効した。

政府は、広島と長崎への原子爆弾投下にみられる核の惨禍を体験した世界で唯一の被爆国として、核兵器完全廃絶のために世界各国へ強く働きかけるべきであり、次の世代へ平和の尊さを伝えるため、同条約への参加・調印・批准を強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和三年六月十七日

内閣総理大臣 菅 義偉 様

熊本県長洲町議会議長 徳永 範昭

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

核兵器禁止条約が平成二十九年七月七日に国際連合で採択された。

この条約では、核兵器は非人道的な兵器であるとし、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止している。

また、条約には、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示すとともに、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記されている。

被爆者などが長年にわたり熱望してきた同条約は、核兵器完全廃絶につながるものであり、昨年十月二十四日に批准国が五十カ国に達したことにより、今年一月二十二日に発効した。

政府は、広島と長崎への原子爆弾投下にみられる核の惨禍を体験した世界で唯一の被爆国として、核兵器完全廃絶のために世界各国へ強く働きかけるべきであり、次の世代へ平和の尊さを伝えるため、同条約への参加・調印・批准を強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和三年六月十七日

外務大臣 茂木 敏充 様

熊本県長洲町議会議長 徳永 範昭